

# 答 申 書

諮問第 17 号から第 26 号

## 第 1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となっている「下表の課室等において平成 11 年 1 月から 3 月及び平成 12 年 1 月から 3 月に賃金項目で支出された支出票及び当該支出票に係る支出負担行為票（雇用伺いを含む。）」（以下本件公文書という。）のうち、作業員の氏名、住所、印影、振込先金融機関名、預金種目及び口座番号並びに作業員の雇用伺い、設計説明書及び設計書の明細表の土地所有者等の氏名並びに賃金の受領を委任された法人の振込先金融機関名、預金種目及び口座番号を除き開示すべきである。

諮 問 番 号	課 室 等 名
諮 問 第 17 号	山村産業試験場
諮 問 第 18 号	林業センター
諮 問 第 19 号	海草振興局農林水産振興部林務課
諮 問 第 20 号	那賀振興局農林水産振興部林務課
諮 問 第 21 号	伊都振興局農林水産振興部林務課
諮 問 第 22 号	有田振興局農林水産振興部林務課

諮 問 第 2 3 号	日高振興局農林水産振興部林務課
諮 問 第 2 4 号	西牟婁振興局農林水産振興部林務課
諮 問 第 2 5 号	東牟婁振興局農林水産振興部林務課
諮 問 第 2 6 号	那賀振興局農林水産振興部農地課

## 第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県公文書の開示に関する条例（平成5年和歌山県条例第2号。以下「旧条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し平成13年5月11日、「農林水産総務課、林業振興課、森林整備課および林業センター、山村産業試験場において賃金科目で平成11年1月から3月と平成12年1月から3月に支出された支出票および支出負担行為票ならびに支出関係書類一切」について、また、平成13年5月31日、「県内7つの振興局林務課及び農地課における賃金項目（事務補助を除く。）で支出された平成11年1月から3月と平成12年1月から3月分の支出票及び支出負担行為票など関係資料一切」について開示請求を行った。
- 2 実施機関は、1の開示請求のあった文書のうち、本件公文書を特定し、一部を開示する部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、開示しない部分及び当該部分を開示しない理由を別紙のように記載して、平成13年5月31日付け（諮問第17号及び諮問第18号）で及び平成13年6月14日付け（諮問第19号から諮問第26号）で異議申立人に通知した。

### 第3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消すとの決定を求めるとい  
うものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書並びに審査会における意見及  
び説明の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のと  
おりである。

##### (1) 旧条例第9条第2号の該当性について

旧条例第3条には、情報公開制度の原則公開の理念が規定され  
ており、その中で例外的に非開示とすることができることとして、  
旧条例第9条が規定されている。特に旧条例第9条第2号につい  
ては、「公文書開示事務の手引(平成11年3月)」に記載されて  
いるような個人情報原則開示しない(ただし書きア、イ、ウを  
除く。)というような解釈で運用されるものではない。

個人情報の開示、非開示にあたって、無条件に非開示を許すこ  
とになると、原則公開の理念が失われ、単に個人の氏名、住所等  
が記載されている事実だけを持って、特定個人が識別され得る情  
報として機械的に非開示の処分を行うこととなり、情報公開の原  
則公開の理念より、例外規定である個人情報の非開示が優越する  
こととなり、制度自体が形骸化してしまう。

これらのことから、旧条例第9条第2号の規定する個人情報の  
解釈としてはプライバシー型のような「特定の個人が識別され得  
るもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当で  
あると認められるもの」を非開示とすべきである。

旧条例第9条第2号を前述のとおり解釈し、本件公文書に記載されている情報については、公務たる事業に従事するため直接和歌山県知事との契約により雇用され、事業に従事する者は、公務を遂行する者として本件公文書に表示されているにすぎず、さらに公的な事業に従事するために、公的な契約の事実を記しているのであって、私人間の契約に基づく事実を記したものでも、私生活上の事実を記載したものでもないことから非開示処分とすべき個人情報ではない。

(2) 旧条例第9条第2号ただし書きイの該当性について

仮に本件情報が旧条例第9条第2号本文に規定する個人情報に該当するとしても、その前提となる雇用は、公務たる事業に従事するため和歌山県知事との契約により雇用されたものであって、一時的、臨時的に雇用された者であったにしても公務を遂行する者であることから公務員に準じた立場になり、開示についても公務員に準じた取扱いが必要である。

よって、いずれにせよ行政の説明責務及び公表が予定されている情報であるから本件処分には、理由がないものである。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が部分開示決定通知書及び異議申立てに対する部分開示処分理由説明書並びに審査会における意見及び説明の陳述によって主張する内容を要約するとおおむね次のとおりである。

1 旧条例第9条第2号の該当性について

旧条例第9条第2号は、個人に関する情報であって、特定の個人

が識別され、又は識別され得る情報を非開示とする旨を規定している。

本件公文書には、作業員の氏名、住所、就労日、金融機関名及び口座番号が記載されており、開示することにより特定の個人が識別され得る情報である。

異議申立人は、「県から公務に従事するため一時的あるいは臨時的にしる雇用された者はその時点で公務員としてみなされるので、一般の公務員と同様に氏名や住所は旧条例第9条第2号に規定する個人に関する情報には該当しない。」と主張する。

しかしながら、日々継続して雇用されている一般の公務員はともかく、通常は別の職務に従事している臨時雇用された者に対して情報公開の義務を課すことは酷である。また、仮に本人の意思に反して個人情報が開示された場合、県と作業員の信頼関係が損なわれ、今後同種の業務遂行に支障をきたすおそれがあるばかりか、作業員が精神的な苦痛を受けることも予想される。

異議申立人はこうした影響を顧慮しておらず、自らの調査のために情報公開を甘受すべきとの主張は妥当性に欠くものである。

以上のことから本件公文書には、個人に関する情報が記載されており、本件処分は妥当である。

## 2 旧条例第9条第2号ただし書きイの該当性について

旧条例第9条第2号ただし書きイは、個人に関する情報の例外規定であって「公表を目的として実施機関が作成し、取得した情報」はたとえ個人情報であっても開示する旨を規定している。

当該規定は、公文書を作成するに当たり、予め公表を目的として

いるものであるため、「当該個人が公表されることを了承し、又は公表されることを前提として提供した情報」、「当該個人が自主的に公表した資料から何人も知り得る情報」及び「公にすることが慣行となっており公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれのないと認められる情報」等がこの規定に該当する。

本件公文書に記載されている個人情報、作業員が公表を了承しておらず、また雇用契約にそうした規定もないことから作業員も県に対して他に漏らさないことを前提に契約しているとみなすことができるだけでなく、公にすることが慣行にもなっていない。

したがって、本件公文書に記載されている個人情報については、旧条例第9条第2号ただし書きイに該当しない。

### 3 旧条例第9条第3号の該当性について

旧条例第9条第3号は、法人等に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位、社会的な地位その他正当な利益が損なわれると認められるものは非開示とする旨規定している。

本件公文書には、雇用者が賃金の受領の権限を法人に委任する旨の委任状が提出されその委任状に基づき委任された法人に賃金を支出したものが含まれ、この場合においては、支出票に当該法人の振込先金融機関名及び口座番号が記載されている。

当該法人の振込先金融機関名及び口座番号の部分については、当該法人にとって、どの金融機関と取引関係にあるかは、事業活動を行う上で他人には知られたくない内部管理に関する情報であり、当該法人が一般に明らかにしているものでなく、当該情報を明らかに

する相手方の範囲は、当該法人が自らが選択・決定した範囲に限られるべきもので、自ら明らかにした者以外の者に対してまで、当該情報を開示することは相当でない。

すなわち、当該情報を開示することにより、当該法人に不測の不利益が生じたり、競争上の地位や社会的評価につながり、事業運営上の正当な利益を損なわれることが認められる。このことは、金融機関の大小や金融機関の変更に対する一般の評価、あるいは、当該法人に対する他の金融機関の思惑や対応を考慮すれば明らかなことである。さらに、口座番号については、金融機関の内部において、取引者の同一性を確認するための資料として使用されることも十分に配慮する必要がある。

したがって、本件公文書に記載されている、「法人の振込先金融機関名及び口座番号」については本号に該当し、部分開示決定は妥当な処分である。

なお、当該情報については、本号ただし書きのいずれにも該当しない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件公文書の部分開示決定の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 公文書の構成

本件公文書は、測量補助等で作業員を臨時に雇用する場合、その根拠書類として、雇用場所、雇用日、雇用内容、雇用人員、作業員の氏名を明らかにした雇用伺い、地方自治法第232条の3の規定

に基づき公金の支出に関して契約その他の行為をしようとするときに決裁を受ける支出負担行為票及び同法第232条の4の規定に基づき公金を支出しようとするときに決裁を受ける支出票である。

当該支出負担行為票には、その根拠書類として、上掲の雇用伺いが添付されているものや作業場所等が記載された設計説明書等が添付されているものがある。

また、当該支出票には、事業終了後、賃金を支出する際に作業員から提出された請求書、実施機関の職員が作成した就労証明書のほか、諮問第26号については、当該作業員より支払先に対する賃金受領に関する委任状が添付されている。

## 2 旧条例第9条第2号該当性について

(1) 旧条例第9条第2号は、個人の尊厳にかかわる基本的人権の尊重の立場から、公文書開示制度の下においても個人のプライバシーに関する情報が最大限に保護されるよう配慮すべきであることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものについては原則として開示しない旨規定している。

(2) 本件公文書には、作業員の氏名、住所、印影、振込先金融機関名、預金種目及び口座番号が表示されており、これら情報は個人に関する情報であって、作業員個人が識別される情報に当たる。

(3) なお、本件公文書には、個人が如何なる場所で如何なる作業に従事したか、更には、その作業に従事する期間や実際作業に従事した日や賃金を示す情報が表示されており、これら情報は、



それが特定の個人と結びつく限りにおいては、作業員の個人情報であることは実施機関が主張するとおりである。しかしながら、その情報にかかる作業員個人が特定、識別されない場合、それらの情報は、それ自体として公にしても個人の権利利益を害するおそれがないし、またそれらの情報を開示することにより、特定の個人が識別されることにもならない（実施機関も雇用場所、雇用内容等の作業内容や賃金については、既にこれを開示している）。

したがって、本件公文書に表示されている作業員の雇用期間及び就労状況を示した部分については、開示すべきである。

（４）異議申立人は、本件作業員について、一時的にせよ地方公共団体との間に雇用関係を有し、公務たる事業等に従事していたことから公務員に準じて氏名及び住所等を開示すべきであると主張する。

しかしながら、本件作業員の地位は、私法上の雇用契約に基づくものであって、地方公務員法の規定によりなされたいわゆる「任用行為」に基づくものではないし、要綱その他により給与等支払の根拠が定められているものでもない。また、雇用契約に基づき各作業員の行う「事務」の性質・作業内容等から考えても、情報公開法令の解釈適用上、各作業員の氏名、住所等の情報が公開されることにより各作業員のプライバシーが犠牲にされても止むを得ないとする性質のものとは到底考えられないし、本件の場合、各作業員がプライバシーを侵されても、これを受忍しなければならないとする特別の事情も見当たらない。

なお本件公文書は、異議申立人主張のように、公表を目的として実施機関が作成し、取得した情報とは言い得ないし、本条のただし書きに定める他の開示すべき特段の事由も認められない。

よって、本件作業員にかかる前記（２）の部分については、非開示とすべきである。

（５）諮問第２０号及び諮問第２６号に係る本件公文書のうち、支出負担行為票に作業員の雇用伺い、設計書及び設計説明書等が添付されているものがあり、これらには、作業場所付近の土地所有者等の氏名が記載されている。

特定の個人にとって、当該土地につき所有権等を有するか否かは、個人に関する情報であり、その所有者等の氏名、住所は、特定の個人が識別され得る情報である。そしてこの情報が本条ただし書きのいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、当該土地の所有者等の氏名については、非開示とすべきである。

### 3 旧条例第９条第３号の該当性について

（１）旧条例第９条第３号は、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより当該法人の競争上又は事業運営上の地位、社会的な地位その他正当な利益が損なわれると認められるものについては、原則として開示しないこととする旨規定している。

（２）実施機関は、諮問第２６号における本件公文書のうち支出票には、作業員から賃金の受領を委任された法人の振込先金融機

関名、預金種目及び口座番号の記載があり、開示することにより当該法人の事業運営につき、不利益を与えると認められると主張する。

- (3) 法人等にとって、どの金融機関と如何なる取引関係を持っているかについての情報は、その事業活動を行う上で他人には知られたくない内部管理に関する情報であり、その情報を知らせる相手方は、当該法人等が決定する範囲のものに限られ、法人等が一般に明らかにしているものとは言い得ないものである。

そして、その預金種目、口座番号等の情報が一般に開示された場合、当該情報を悪用される等当該法人等に不測の不利益が生じるなど、事業運営上の正当な利益が損なわれる場合のあることが多分に認められる。

したがって、作業員から賃金の受領を委任された法人の振込先金融機関名、預金種目及び口座番号の記載部分については非開示とすべきである。

- 4 以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査の処理経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成13年 8月23日	諮問（実施機関）
平成13年 9月13日	実施機関からの理由説明書を受理
平成13年10月30日	異議申立人からの意見書を受理

平成13年11月9日	審議
平成14年1月11日	異議申立人からの意見及び説明聴取
平成14年2月21日	実施機関からの意見及び説明聴取
平成14年3月22日	審議
平成14年4月22日	審議
平成14年5月15日	審議

## 別 紙

( 諮問第 1 7 号 )

部分開示又は非開示とする書類	左のうち開示しない部分	開示しない理由
支出負担行為票 支出負担行為内訳票(集合) 作業員の雇用伺い 退職金請求書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住所及び氏名</li> <li>・ 債権者の欄の住所及び氏名</li> <li>・ 雇用する者の住所及び氏名</li> <li>・ 請求者の住所、氏名及び印影</li> </ul>	旧条例第 9 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるため。
支出票 支出内訳票(集合) 請求書 就労証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 債権者の欄の住所及び氏名</li> <li>・ 支払方法の欄の債権者の振込先金融機関名、預金種目及び口座番号</li> <li>・ 請求者の住所、氏名及び印影</li> <li>・ 就労歩数及び割増歩数の欄</li> <li>・ 住所及び氏名</li> </ul>	

( 諮問第 18 号 )

部分開示又は非開示とする書類	左のうち開示しない部分	開示しない理由
支出負担行為票	・債権者の住所及び氏名	旧条例第 9 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるため。
支出負担行為内訳票(集合)	・債権者の欄の住所及び氏名	
作業員の雇用伺い	雇用する者の住所及び氏名	
支出票	・支払先の欄の住所及び氏名	
支出内訳票(集合)	・債権者の欄の住所及び氏名 ・支払方法の欄の債権者の振込先金融機関名、預金種目及び口座番号	
請求書	・請求者の住所、氏名及び印影	
就労証明書	・就労歩数及び割増歩数の欄 ・住所及び氏名	

( 諮問第 19 号 )

部分開示又は非開示とする書類	左のうち開示しない部分	開示しない理由
作業員の雇用伺い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業員氏名</li> <li>・ 雇用日の日付及び曜日</li> </ul>	旧条例第 9 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるため。
支出負担行為票	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 債権者の欄の住所及び氏名</li> <li>・ 雇用日の日付</li> </ul>	
支出負担行為内訳票(集合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 債権者の欄の住所及び氏名</li> </ul>	
支出票	<ul style="list-style-type: none"> <li>支払先の欄の住所及び氏名</li> </ul>	
支出内訳票(集合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 債権者の欄の住所及び氏名</li> <li>・ 支払方法の欄の債権者の振込先金融機関名、預金種目及び口座番号</li> </ul>	
請求書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請求者の住所、氏名及び印影</li> </ul>	
就労証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就労日数及び割増時間数の欄</li> <li>・ 住所及び氏名</li> </ul>	

( 諮問第 2 0 号 )

部分開示又は非開示とする書類	左のうち開示しない部分	開示しない理由
支出負担行為票	・債権者の欄の住所及び氏名	旧条例第 9 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるため。
支出負担行為内訳票 ( 集合 )	・債権者の欄の住所及び氏名	
雇用伺い	・作業日時等の日付 ・作業員住所及び氏名	
設計説明書 ( 平成 1 0 年 1 0 月 1 日付け起票分 )	・所有者名	
設計書の明細表 ( 平成 1 0 年 1 1 月 4 日付け起票分 )	・備考欄の氏名	
支出票	・支払先の欄の住所及び氏名 ・債権者の振込先金融機関名、預金種目及び口座番号 ( 支出命令単件 )	
支出内訳票 ( 集合 )	・債権者の欄の住所及び氏名 ・支払方法の欄の債権者の振込先金融機関名、預金種目及び口座番号	
請求書	・請求者の住所、氏名及び印影 ・作業に従事した日の日付	
就労証明書	・就労日数及び割増時間数の欄 ・住所及び氏名	



( 諮問第 2 1 号 )

部分開示又は非開示とする書類	左のうち開示しない部分	開示しない理由
支出負担行為票	・ 債権者の欄の住所及び氏名	旧条例第 9 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるため。
支出負担行為内訳票 ( 集合 )	・ 債権者の欄の住所及び氏名	
補助作業員雇用計画書	・ 雇用の日	
雇用予定者の住所氏名の表	・ 住所及び氏名 ・ 就労日	
支出票	・ 支払先の欄の住所及び氏名	
支出内訳票 ( 集合 )	・ 債権者の欄の住所及び氏名 ・ 支払方法の欄の債権者の振込先金融機関名、預金種目及び口座番号	
請求書	・ 請求者の住所、氏名及び印影 ・ 就労した日の日付	
就労証明書	・ 就労日数及び割増時間数の欄 ・ 住所及び氏名	

( 諮問第 2 2 号 )

部分開示又は非開示とする書類	左のうち開示しない部分	開示しない理由
支出負担行為票	<ul style="list-style-type: none"> <li>・債権者の欄の住所及び氏名</li> <li>・雇用予定日</li> </ul>	旧条例第 9 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるため。
支出負担行為内訳票(集合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・債権者の欄の住所及び氏名</li> </ul>	
作業員の雇用伺い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施日の日付</li> <li>・雇用する者の住所及び氏名</li> </ul>	
支出票	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払先の欄の住所及び氏名</li> </ul>	
支出内訳票(集合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・債権者の欄の住所及び氏名</li> <li>・支払方法の欄の債権者の振込先金融機関名、預金種目及び口座番号</li> </ul>	
請求書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請求者の住所、氏名及び印影</li> </ul>	
就労証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労日数及び割増時間数の欄</li> <li>・住所及び氏名</li> </ul>	

( 諮問第 2 3 号 )

部分開示又は非開示とする書類	左のうち開示しない部分	開示しない理由
現場作業員雇用伺い	・雇用期間の日付	旧条例第 9 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるため。
支出負担行為票	・債権者の欄の住所及び氏名	
支出負担行為内訳票(集合)	・債権者の欄の住所及び氏名	
労務費の表	・期間の日付 ・作業員の住所及び氏名	
支出票	・支払先の欄の住所及び氏名	
支出内訳票(集合)	・債権者の欄の住所及び氏名 ・支払方法の欄の債権者の振込先金融機関名、預金種目及び口座番号	
請求書	・請求者の住所、氏名及び印影	
就労証明書	・就労日数及び割増時間数の欄 ・住所及び氏名	

( 諮問第 2 4 号 )

部分開示又は非開示とする書類	左のうち開示しない部分	開示しない理由
支出負担行為票	・ 債権者の欄の住所及び氏名	旧条例第 9 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるため。
支出負担行為内訳票 ( 集合 )	・ 債権者の欄の住所及び氏名	
作業員の雇用伺い	・ 期間の日付 ・ 雇用予定者の住所及び氏名	
支出票	・ 支払先の欄の住所及び氏名	
支出内訳票 ( 集合 )	・ 債権者の欄の住所及び氏名 ・ 支払方法の欄の債権者の振込先金融機関名、預金種目及び口座番号	
請求書	・ 請求者の住所、氏名及び印影	
就労証明書	・ 就労日数及び割増時間数の欄 ・ 住所及び氏名	

( 諮問第 2 5 号 )

部分開示又は非開示とする書類	左のうち開示しない部分	開示しない理由
支出負担行為票	・債権者の欄の住所及び氏名	旧条例第 9 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるため。
支出負担行為内訳票（集合）	・債権者の欄の住所及び氏名	
作業員雇用承認伺	・期間の日付 ・作業員の住所及び氏名	
支出票	・支払先の欄の住所及び氏名	
支出内訳票（集合）	・債権者の欄の住所及び氏名 ・支払方法の欄の債権者の振込先金融機関名、預金種目及び口座番号	
請求書	・請求者の住所、氏名及び印影	
就労証明書	・就労日数及び割増時間数の欄 ・住所及び氏名	

( 諮問第 2 6 号 )

部分開示又は非開示とする書類	左のうち開示しない部分	開示しない理由
支出負担行為票 支出負担行為内訳票(集合) 作業員の雇用伺い 設計説明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・債権者の欄の住所及び氏名</li> <li>・日時の日付</li> <li>・債権者の欄の住所及び氏名</li> <li>・期間の日付</li> <li>・作業員の住所及び氏名</li> <li>・堤外民有地の所有者氏名</li> <li>・4設計方針欄の堤外民有地の所有者氏名</li> </ul>	旧条例第9条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるため。
支出票 支出内訳票(集合) 請求書 就労証明書 委任状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払先の欄の債権者の振込金融機関名、預金種目及び口座番号</li> <li>・支払先と異なる債権者欄の氏名</li> <li>・債権者の欄の住所及び氏名</li> <li>・請求者の住所、氏名及び印影</li> <li>・作業に従事した日付</li> <li>・就労日数及び割増時間数の欄</li> <li>・住所及び氏名</li> <li>・委任者の住所、氏名及び印影</li> <li>・作業に従事した日付</li> </ul>	旧条例第9条第3号に該当 債権者の事業運営上の正当な利益が損なわれると認められるため。 旧条例第9条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるため。